



## CONTENTS

退職を予定されているみなさんへ	P2
被扶養者の方が4月から就職しませんか？／ 「国内居住要件」について	P7
裁判所共済組合運営審議会について	P8
令和3年度 特定保健指導は受けましたか？	P9
楽しく！お得に！ ベネフィット・ステーション利用のすすめ	P10
花粉症のシーズンが到来！ 早めの対策を	P12

# 退職を予定されているみなさんへ

## 退職後の医療保険について

退職後の状況により、適用を受ける医療保険制度が異なりますので、ご自身の状況に応じて必要な手続きを行ってください。ご不明な点等については、所属の共済組合係にお問い合わせください。

退職後の状況	適用を受ける医療保険制度
1 引き続き再任用職員となる場合	裁判所共済組合の組合員資格が継続します（組合員証は新しいものをお渡しします。）。
2 退職日の翌日に裁判所以外の民間企業等に再就職する場合	再就職先の医療保険制度（民間企業の場合は「健康保険」、他省庁や地方自治体等の場合は「共済組合」等）に加入します。 ▶ただし、再就職先やご自身の雇用形態により加入できない場合もありますので、詳細は再就職先の担当者にお問い合わせください。 ※再就職先の医療保険制度に加入できない場合には、下記3のいずれかの手続きが必要です。
3 再就職する予定がない又は再就職するまで1日以上期間が空く場合	次のいずれかを選択します。 ① 裁判所共済組合の「任意継続組合員」になる（※1）。 ② 「国民健康保険」に加入する（※2）。 ③ ご家族が加入している医療保険制度の「被扶養者」となる。

### ※1 任意継続組合員について

退職日の前日まで引き続いて1年以上組合員であった方は、申出により、退職後2年間を限度に任意継続組合員として裁判所共済組合に加入することができます。申出手続等の詳細については、所属の共済組合係にお問い合わせください。

なお、申出書の提出や掛金の払込みが期限に遅れた場合、任意継続組合員となることができませんので、ご注意ください。

### ※2 国民健康保険について

退職日の翌日から14日以内に、住民登録をしている市区町村役場で加入手続きを行ってください。その際、裁判所共済組合が発行する資格喪失証明書が必要となりますので、所属の共済組合係にお申し出ください。

## 〈重要〉 組合員証の返還が必要になります！

裁判所共済組合の組合員資格を喪失した場合、喪失日以降は組合員証を使用することができません。交付されている組合員証、組合員被扶養者証等を速やかに返還してください。

【参照】詳しくは、裁判所共済組合ホームページをご覧ください。

『退職後の医療保険制度（退職したとき）』及び『退職後の共済（退職したとき）』

（[URL](http://kyousai-01.courts.go.jp/life/short/redesign/) <http://kyousai-01.courts.go.jp/life/short/redesign/>）

※4月からホームページが新しくなります。新ホームページのURLは、別途周知される予定です。

# 年金関係の各種届出等について


## 1・退職時の提出書類について


退職時の状況により必要となる書類が異なりますので、ご自身の状況に応じて必要な手続きを行ってください。各種届出用紙は、共済組合係に備えています。

ご不明な点等については、所属する共済組合係にお問い合わせください。

例 令和4年3月31日に退職する場合

- 生年月日が昭和34年4月1日以前
- 繰上げ支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者

上記いずれかに該当する方は  老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有している方

上記いずれにも該当しない方は  老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有していない方

退職時の状況	必要な提出書類	備考	提出先
老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）</li> <li>② 老齢厚生年金決定請求書（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）</li> <li>● 退職時までの組合員期間等により年金額が再計算されます。</li> </ul>	*すでに老齢厚生年金が決定されている（繰上げ支給の受給者及び請求中も含む）場合及び繰下げ待機を希望される場合は、①のみ提出してください。	所属する共済組合係
老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有していない方	退職届	—	所属する共済組合係

## 2・退職後の提出書類について

退職後に一定の事由に該当した場合は届出が必要になりますので、ご自身の状況に応じて必要な手続きを行ってください。各種届出用紙は、KKR ホームページから印刷することができます。

KKR ホームページ  年金  届書ダウンロード  
 (URL <https://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/>)

連合会  
送付先

〒102-8082  
 東京都千代田区九段南 1-1-10  
 九段合同庁舎  
 国家公務員共済組合連合会年金部

届出事由	必要な提出書類	提出先
組合員であった方が、退職後に住所又は氏名を変更した場合	住所・氏名変更届	国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部 （退職時に所属していた共済組合係ではありません。）
組合員であった方が、老齢厚生（退職共済）年金を受ける前に亡くなられた場合	死亡届	国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部 （退職時に所属していた共済組合係ではありません。）
老齢厚生（退職共済）年金受給開始後に、年金の受取口座を変更するときなど一定の事由に該当した場合	年金受給権者受取機関変更届など	国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部 （退職時に所属していた共済組合係ではありません。）

### 3・年金額の試算等について

毎年、組合員の誕生日に「ねんきん定期便」が送付され、「これまでの年金加入期間」「これまでの加入実績に応じた年金額」（50歳未満の方）又は「老齢年金の種類と見込額」（50歳以上の方）等が通知されますので、そちらを参照してください。

また、インターネット上の「KKR年金情報提供サービス」により、ご自身で年金試算等を行うこともできます（すでに年金が決定されている方は利用できません。）。

なお、初めて「KKR年金情報提供サービス」を利用する場合には、「ご利用登録」を行う必要があります（※）。

※利用登録には基礎年金番号又は長期組合員番号の入力を求められます。

「基礎年金番号」は、毎年誕生日の下旬に送付される「ねんきん定期便」に、「長期組合員番号」は、毎年6月末に送付される「退職年金分掛金の払込実績通知書」にそれぞれ記載されています。

ご不明の場合には、所属する共済組合係にお問い合わせください。

KKR ホームページ ▶ 年金 ▶ これから年金を受給される方

▶ インターネット等による年金情報提供・年金試算

(URL [https://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin\\_taishoku/nenkinjoho\\_shisan.html](https://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin_taishoku/nenkinjoho_shisan.html))

インターネットを利用できない等により情報提供サービスを利用できない方については、国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部年金相談室に対し、「KKR年金情報提供依頼書」を提出することにより、組合員期間、標準報酬及び年金試算等の情報提供を受けることもできます。

#### 提出書類 KKR年金情報提供依頼書

KKR ホームページ ▶ 年金 ▶ 年金相談・年金試算

(URL [https://www.kkr.or.jp/nenkin/soudan\\_shisan](https://www.kkr.or.jp/nenkin/soudan_shisan))

### 4・国民年金への加入

60歳未満で退職する方や60歳未満の被扶養配偶者の方は、再就職等により他の厚生年金等に参加しない限り、国民年金への加入等の必要があります。裁判所共済組合の任意継続組合員となる場合も国民年金への加入が必要です。退職日の翌日から14日以内に、住民登録をしている市区町村役場で手続を行ってください。

### 5・年金に関するお問合せ

年金に関するご相談は、国家公務員共済組合連合会（KKR）年金部年金相談室で受け付けています。

**KKR年金相談ダイヤル**

0570-080-556 ナビダイヤル

03-3265-8155 一般電話、0570が利用できない場合等

月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）9:00～17:30

### 6・年金に関する資料

年金に関する資料は、KKR ホームページに掲載されていますので、参照してください。

KKR ホームページ ▶ 組合員ページ ▶ 知っておきたい厚生年金・退職等年金給付の発行

▶ 詳しくはこちら

\*閲覧（ダウンロード）には、ログインが必要となりますので、組合員証をお手元にご用意ください。

## 退職後のグループ保険等について

### グループ保険

**新グループ**保険・**総合医療**保険・**3大疾病**保障保険

●退職後も、次の更新日前日（9月30日）まで継続加入できます。継続加入を希望しない場合は、退職と同時に脱退となります。

●さらに、退職日現在の年齢が満50歳以上の方は、次の更新日（10月1日）以降も70歳6か月まで継続加入できます。

※総合医療保険、3大疾病保障保険への継続加入は、新グループ保険への継続加入が条件となります。

### 継続加入した場合の新グループ保険の保険金額について

次の更新日（10月1日）以降の最高保険金額は、  
1,000万円（年齢65歳6か月超の方は500万円）となります。

詳しくは、次頁の「**グループ保険・退職時手続確認チャート**」を参照

### ライフプラン

●退職と同時に脱退となります。

### 団体傷害保険

●退職後も、10月1日まで継続加入できます（それ以降は継続加入できません）。継続加入を希望しない場合は、退職と同時に脱退となります。

### 再任用される方は…

退職後再任用される方は、再任用期間中も、すべての保険について退職前と同様の条件により加入できます。

ライフプランについて、退職時に年金受給要件を満たす場合には、退職と同時に脱退し、年金（一時金）を受け取ることもできます。

### 退職後継続加入される方へ

### 住所変更の届出をお忘れなく!

退職時に提出した口座振替依頼書の記載住所に変更があった場合は、必ず共済組合本部経理係へご連絡ください。

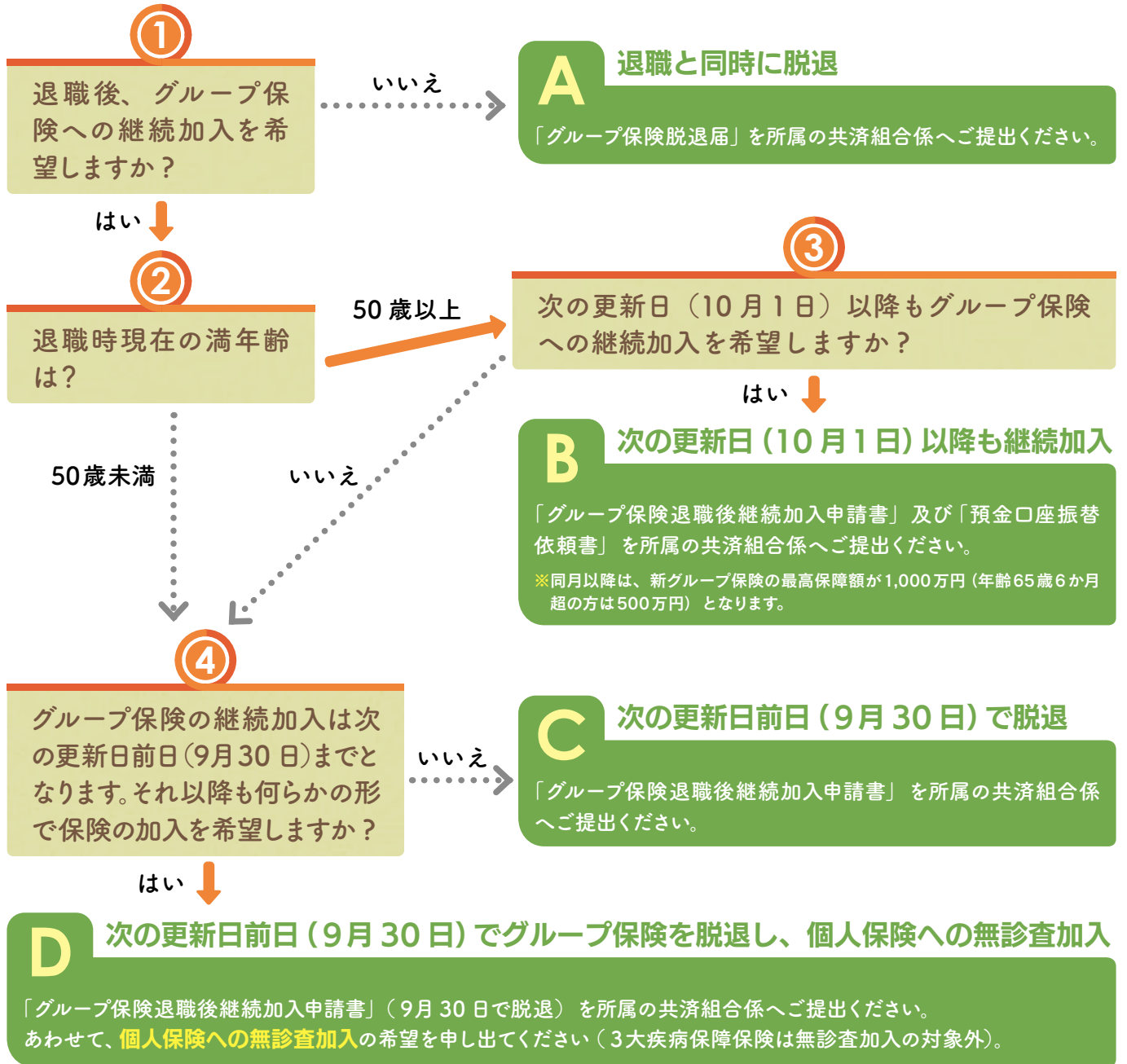
住所変更のご連絡がない場合は、グループ保険の申込書や生命保険料控除証明書等の書類をお届けできなくなりますのでご注意ください。

連絡先：共済組合本部経理係

(Tel 03-3264-8340 直通)

# グループ保険・退職時手続確認チャート

グループ保険（**新グループ**保険・**総合医療**保険・**3大疾病**保障保険）



## 個人保険への無診査加入について

日本生命保険相互会社（グループ保険引受保険会社）による、グループ保険の加入者を対象とした取扱いです。グループ保険の加入者が、退職等の事由により脱退し、次の更新日（10月1日）以降グループ保険に継続加入しない場合に、同社所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略し、同社所定の個人保険に加入することができるものです。

ただし、対象となる個人保険の保険料水準は、グループ保険と異なります。また、対象となる個人保険ごとに、保険金額・契約年齢の制限があるため、加入できない場合があります。

詳細は、所属の共済組合係までお問い合わせください。

※個人保険は裁判所共済組合の運営する保険ではありません。



# 被扶養者の方が 4月から就職しませんか？



被扶養者が就職して就職先の健康保険に加入する場合、裁判所共済組合の被扶養者としての要件を失うこととなります。この場合、所属する共済組合係に対し、速やかに「被扶養者申告書（取消）」、「申述書」及び証拠書類（健康保険被保険者証の写し又は採用辞令の写し）を提出してください。

また、証拠書類の発行等に時間を要する場合は、まず「被扶養者申告書（取消）」及び「申述書」を提出し、後日、証拠書類を追加提出してください。

なお、パートタイム等で就労しているものの勤務先の健康保険に加入していない被扶養者が、以下に該当する場合も、被扶養者としての要件を欠くこととなりますので、同様に届出を行ってください。

- ① 就労時間が増えたり、時給が上がったりした結果、月額所得の合計額（※1）が所得限度額の12分の1（※2）に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれることとなった場合

- ※1 月額所得が変動する場合等は、直近3か月間の平均所得
- ※2 所得限度額が年額130万円の場合は、108,333円  
所得限度額が年額180万円の場合は、150,000円

- ② 勤務先の健康保険に加入することとなった場合

## 注意!

被扶養者の認定が取消しとなる日（被扶養者の資格を喪失する日）は、その事実の発生した日まで遡ることとなります。取消事由が生じているにも関わらず、被扶養者が組合員被扶養者証等を提示して病院を受診した場合は、裁判所共済組合が負担した医療費を、後日戻入していただくこととなりますのでご注意ください。

## 「国内居住要件」について

被扶養者として認定されるためには、原則として、被扶養者が日本国内に住所を有することが必要です。ただし、日本国内に住所を有しない場合でも、右の例のように日本国内に生活の基礎があると認められる場合には、被扶養者として認定することができます。

被扶養者の方が日本国外へ転居する場合には、速やかに所属する共済組合係にご相談ください。



### 日本国内に生活の基礎があると認められる例

- 1 学生が外国に留学する場合
- 2 外国に赴任する組合員に同行する場合
- 3 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する場合
- 4 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた場合であって、2と同等と認められる場合
- 5 その他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる場合

# 裁判所共済組合運営審議会について

共済組合には、その業務の適正な運営を図るため、運営審議会を置くこととされています（国共法9条1項）。運営審議会では、毎年度の事業計画や予算など、組合の運営に欠かせない重要な事項を審議しています。委員は10名以内で組織され（同条2項）、任期は1年であることから（定款9条）、毎年1月に任命されています。運営審議会には、委員のほか、庶務を行う幹事（同12条）や監査員（同35条）が出席します。

令和4年1月における委員、幹事及び監査員は以下のとおりです。

## 裁判所共済組合運営審議会委員等名簿

（令和4年1月12日現在）

### 委員

最高裁判所事務総局総務局長	小野寺 真也
最高裁判所事務総局人事局長	徳岡 治
最高裁判所事務総局経理局長	氏本 厚司
東京家庭裁判所事務局長	横山 真幸
仙台高等裁判所事務局次長	住澤 達司
東京高等裁判所裁判所事務官	大杉 浩二
東京地方裁判所立川支部裁判所事務官	光田 透修
尼崎簡易裁判所裁判所事務官	谷 真弓
岡山地方裁判所倉敷支部裁判所書記官	北島 庸徳
松山地方裁判所裁判所事務官	兼頭 忠宏

### 幹事

最高裁判所事務総局総務局第一課長	石井 芳明
最高裁判所事務総局人事局総務課長	福島 直之
最高裁判所事務総局人事局能率課長	丸山 又生
最高裁判所事務総局経理局総務課長	榎本 光宏
最高裁判所事務総局経理局主計課長	真鍋 浩之
最高裁判所事務総局経理局厚生管理官	杉山 洋一

### 監査員

最高裁判所事務総局民事局第一課長	岩井 一真
最高裁判所事務総局経理局監査課長	中橋 章
広島地方裁判所裁判所事務官	井上 隆博



令和3年度

# 特定保健指導は受けましたか？



受診券、受け取ったまま放置していませんか？  
毎年のことだと思って、受診されていない方はいませんか？



特定保健指導とは、特定健康診査（40～74歳の組合員及び被扶養者が対象）の結果、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病予防の効果が期待できる方に対して、生活習慣の見直しをサポートするものです。専門家（保健師や管理栄養士等）の支援を受けながら生活習慣を見直すことができ、一人で行うより効果的です。

今年度特定保健指導の対象となられた方には、令和3年10月以降、共済組合から、順次、「特定保健指導利用券」を交付しています。

## 特定保健指導の受け方

特定保健指導の利用が可能な実施機関は、裁判所共済組合及び全国健康保険協会の各ホームページから確認できます。事前に予約の上、受診してください。

※全国健康保険協会のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）の場合は、「健診・保健指導」の「都道府県毎の健診実施機関一覧等」で実施機関の検索をすることができますが、裁判所共済組合員が利用できない機関が記載されている場合もありますので、実施機関に事前確認を行ってください。

## 自己負担ゼロ

特定保健指導の費用は、利用者による自己負担はありません（裁判所共済組合が全額負担します。）。

## 職務専念義務の免除

特定保健指導の受診時間について、1日の範囲内で必要と認める時間は職務専念義務が免除されます。

※職務専念義務の免除を希望する場合は、所属の担当部署に申し出てください。

特定健康診査や特定保健指導は、年に一度、共済組合（保険者）から国に対して受診率の報告を行っています。**受診率の低い共済組合には、国から後期高齢者支援金の加算措置（ペナルティ）が課されることとなっています。**裁判所共済組合は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、令和2年度の特定保健指導の受診率が基準を満たすことができず、**現段階において加算対象となる可能性が高い状況です**（確定的な結果は来年度に判明します。）。

長引くコロナ禍による生活変化で、誰しもが生活習慣病のリスクが高まっている恐れがあります。

**特定保健指導は、将来の病気を未然に防ぐチャンスです。**利用券が届いているものの未受診の方は、早めに受診し、早めに生活習慣を見直しましょう！（早め早めの対策が重要です。また、特定健康診査や特定保健指導は毎年必ず受診し、現在の健康状態を把握しましょう。）

利用券を紛失された方は、所属の共済組合係へご連絡ください。  
再発行の手続きをご案内します。

楽しく! お得に!

## ベネフィット・ステーション利用のすすめ

ベネフィット・ワンが提供する福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」には、お得な情報や、裁判所共済組合員向けの独自サービスがあります。余暇の充実や、自己研さん等、積極的に利用しましょう。また、組合員、配偶者をはじめ、それぞれ二親等以内の親族が利用できますので、ぜひ活用ください。

### 人気のあるメニュー

主なカテゴリで人気のあるメニューをご紹介します。

カテゴリ	メニュー	利用件数	メニュー内容
生活	nanaco ギフト	6,572 件	電子マネーギフトが <b>会員特別価格</b> で購入できるサービス
オリジナル	Amazon プライム ベネポプレゼント	445 件	月会費4カ月実質 <b>無料</b> サービス (2,000 ベネポ還元)
学ぶ	フリーeラーニング	973 件	約 300 講座が無料で受講できるサービス <b>ビジネススキル、自己啓発</b> に取り組むものが人気
グルメ	食ベタイム	700 件	グルメクーポンサイト「食ベタイム」の <b>お得なクーポン</b> と WEB 予約が <b>使い放題</b>
レジャー エンタメ	TOHO シネマズ	582 件	デジタルクーポンコードでチケットが 1,900円 ➡ <b>1,400円</b> に イオンシネマも人気
スポーツ	ルネサンス	2,369 件	会員証提示で月会員プラン <b>入会費無料</b> など 他のフィットネスクラブも人気
育児	すくすく倶楽部	4,557 件	裁判所共済組合員特典で <b>1時間 700円</b> の 補助額が受けられるサービス (月 30 時間上限) 等
介護	まごころサポート	303 件	介護用品の通信販売介護用品が <b>15%~20% OFF</b>

※利用件数は、令和3年4月~令和3年11月末のものです。

※キャンペーン内容は、令和4年1月時点のものです。

### その他のおすすめメニュー

カテゴリ	メニュー	メニュー内容
オリジナル	新引越しサービス	異動時の移転料請求に利用できる3社の詳細な見積りが取得できます。
ショッピング	ベネ通販	離島を含め、全国どこでも送料無料の通信販売。ベネポも使えます。
オリジナル	ベネポモール ベネワンすごろく	ベネポを貯める多くのサービスがあります。

特集や期間限定メニューは、  
お得度が高いのでおすすめです。



## ある組合員の利用履歴

年月	場所など	サービス内容	おトクポイント
R3.11	ローソン	裁判所独自キャンペーン ハーゲンダッツを無料でプレゼント	約 300 円
R3.11	Amazon プライム ベネポ プレゼント	Amazon プライム会員へ4か月分の月会費 (2,000 円相当) プレゼント	2,000 円 (ベネポ)
R3.11	ドミノピザ	クーポンでピザ全品 30 パーセントオフ	例：Lサイズのピザ (3,900 円⇒ 2,730 円) 1170 円のお得
R3.12	ハワイアンズ	デジタルチケットの利用で入場券 3,570 円⇒ 2,250 円 (こども) 1,640 円⇒ 920 円	1,320 円×2人, 720 円×2人 ⇒ 4,080 円お得に!
R3.12	ベネ通販	ハムを購入。支払いは貯めたベネポで。	3,000 円のハムが ベネポ利用で 800 円に
R4.1	くすりの福太郎	商品価格の5%オフ (月2回まで利用可)	1回の買い物で約 330 円お得に
R4.1	ドミノピザ	ドミノのクーポンと併用できることもある のでお得です。	約 1,000 円お得に
R4.1	三井アウトレット	各店舗で利用できるクーポンをゲット	今後利用予定
R4.1	e-ラーニング	TOEIC 対策講座を受講中	プライスレス



3か月で合計 **約 11,000 円のお得!**

本サービスの年間費用は、  
組合員1人当たりで計算すると約 1,500 円となります。  
サービスを利用して、余暇をお得に楽しみましょう



その他にも、まだまだお得なサービス  
がたくさんあります。まだ、利用したこと  
のないという方は、専用サイトにアクセス!

**ベネフィット・ステーション**  
**会員専用サイトURL**

<http://www.benefit-one.co.jp>



# 花粉症のシーズンが

## 到来！ 早めの対策を

花粉症の症状を抑えることは、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）予防にもつながります。万全の対策をとりましょう。



### 毎年、花粉症で悩む人は花粉飛散開始前からの治療が肝心

毎年、花粉症で激しい症状が出る人は、花粉飛散開始前または症状がごく軽いときから薬をのみ始める「初期療法」が有効です。花粉飛散予測日の1～2週間前に、医療機関を受診するのがおすすめです。



症状が軽い場合は、OTC医薬品（市販薬）の活用もひとつの方法です。ただし、症状が緩和されない場合は、医療機関への受診がすすめられます。

### 花粉症の症状が新型コロナの感染リスクを高めることも…

新型コロナへの感染は、ウイルスを含む飛沫やエアロゾルを吸い込むか、口、鼻や眼などの粘膜に接触すること、またはウイルスがついた手で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。



花粉症では、目や鼻がかゆくなってこすったり、マスクをずらして鼻をかんだりすることがよくあります。手にウイルスがついていれば、体内にウイルスが入るリスクが高まります。また、無症状の新型コロナ感染者が花粉症の症状でくしゃみをすれば、ウイルスを含んだ飛沫で周囲の人の感染リスクを高めてしまうことにつながります。

## 自分でできる花粉症対策

### 外出時

- マスク、メガネを着用し、花粉の付きやすい服装を避ける
- くしゃみやせきをするときは下を向く
- 新型コロナ対策として、鼻をかむ前、目や鼻をかく前に手指消毒する。マスクを抑えた手は早めに消毒する



### 帰宅時

- 衣服や髪をよく払って家に入る
- 手洗い後、洗顔、うがいをし鼻をかむ



### 室内

- 換気は、レースのカーテンは閉めたままで窓を開ける幅を10cm程度にし、短時間にとどめる
- 換気した後は、すぐに窓から1m以内を重点的に掃除する
- 乾燥した空気の中では花粉やウイルスが飛散するため、加湿器をテーブルの上などに置いて部屋の湿度を40～70%に保つ



### その他

- テレビやインターネットなどで花粉情報をチェックしましょう！